



本町での無火災は、昨年9月8日から始まり、2月4日で150日を達成することができました。

平成に入ってからが無火災記録は、平成16年の148日が最長でしたが、この記録を更新し現在に至っています。

これもひとえに町民の皆さん一人ひとりの防火意識の賜物です。

別海消防署・団では、これに満足することなく引き続き皆様のご協力のもと、無火災記録を更新できるよう火災予防を呼びかけていきます。
問合せ／別海消防署予防課 TEL 75-2200

国民健康保険税の 納め忘れはありませんか

平成29年度の国民健康保険税については、2月28日で全ての納期が終了しました。いま一度納め忘れがないか確認いただき、「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「事情があってすぐに納付ができない」などの場合は下記担当までご連絡ください。

また、平成29年度分の町税滞納者に対して、4月中旬に町税催告書を送付します。納め忘れや速やかに納付できない場合は、必ずご相談ください。納税または相談がない場合は、滞納処分が執行されます。

納税には納め忘れのない口座振替をお勧めします

問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)
FAX 75-2773

本年度の債権調査 差押件数

- 債権の調査 4,308件
- 債権の差押 99件
(平成30年1月末時点)



軽自動車税に係る届出について

廃車の手続きなどはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車)を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がなく、4月1日現在の所有者だけに課税されます。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合、その年度は課税されませんが、**4月2日以降に廃車等をしてその年度の税金は全額納めていただくことになります。**

使用できない軽自動車等で今後も使用することがない車を持っている方、または廃棄、譲渡、紛失等の事情で所有する軽自動車等がお手元にない方で手続きが未了の場合は、次年度以降も課税されることになりますので、廃車等の手続きを済ませてください。

なお、軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が違いますのでご注意ください。

1 原動機付自転車(125cc以下)および 小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)

届出先

別海町役場総務部税務課 TEL75-2111 (内線1111・1112)
西春別支所 TEL77-2131
尾岱沼支所 TEL86-2166

■ 手続きに必要なもの

廃車する場合

- ① 標識(ナンバープレート) ② 標識交付証明書 ③ 印鑑

譲渡する場合

- ① 新・旧所有者の印鑑 ② 旧所有者の標識交付証明書
③ 標識番号を変更する場合は標識

※ 標識等がない場合は、届出先へお問い合わせください。

2 軽自動車(250cc以下の軽二輪、660cc以下の軽四輪)

届出先 釧路軽自動車協会

釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL0154-51-0745
※ 手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

3 二輪小型自動車(250ccを超えるもの)

届出先 釧路運輸支局

釧路市鳥取大通6丁目2番13号 TEL050-5540-2005
※ 手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

問合せ/課税担当(内線1112)

固定資産税の 縦覧が始まります

縦覧制度とは自分の資産の評価額が適正であるか客観的に判断するため、他の資産の評価額と比較できるように、土地と家屋の固定資産価格の帳簿をご覧ください。制度です。

なお、縦覧には、地番の指定が必要です。

- 縦覧できる内容 【土地】 所在、地番、評価額など
【家屋】 所在、建築年、床面積、評価額など
- 縦覧できる人 固定資産税の納税者、委任を受けた代理人、固定資産の共有者です。
なお、縦覧には運転免許証などの本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状が必要です。
- 縦覧期間 4月1日から6月30日 ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- 縦覧の代金 無料です。なお、縦覧期間中は自分の資産の閲覧も無料です。
- 縦覧場所 役場税務課、各支所
- 価格に不服のある場合 縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問合せ/課税担当 (内線1111・1114)

法務局で「法定相続情報証明制度」が始まりました

これまでは、亡くなった方の名義の預貯金や保険、さらに不動産の登記名義の変更といった相続手続きに関しては、手続き先（金融機関や保険会社、法務局など）ごとに戸籍謄本などの書類を束にして提出する必要がありました。

このような不便を解消するため、昨年5月29日から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」が開始されています。

この制度は、相続人が戸籍謄本などの書類の束や申出書などを法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書を必要な枚数、無料で発行することで、他の手続き先に戸籍謄本などの書類の束を提出せずに、この証明書で対応できるというものです。ぜひ、ご活用ください。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

法務局ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

問合せ/課税担当 (内線1111・1114)



2月7日の「北方領土の日」に、根室管内住民大会が根室市総合文化会館で開催され、本町からの参加者56名を含む約700名の方が北方領土返還を訴えました。

また、中学生による弁論大会も行われ、西春別中学校3年生の佐藤優奈さんと中西別中学校1年生の田中すみれさんが、北方領土問題に対する思いや、北方四島交流事業に参加した感想などを発表しました。



問合せ/企画振興担当 (内線2214)